

排泄支援が適切になされ、褥瘡が改善したという人もいる。だからといって、それらの暮らしの質の向上が、必ず要介護度に反映されるということはない。

連載⑬ どう わって行くのか 施設サービスは

政府の未来投資会議は、社会保障費の抑制策として、介護保険で提供できるサービスに「自立支援介護」という枠組みを新たに設け、高齢者の要介護度を下げる事業者の介護報酬を優遇する制度の導入を求める提言案をまとめた。

そこでは「入浴や排せつなど、日常生活の支援が中心で高齢者の自立支援につながっていない」と指摘し、自立支援を提供しない事業者への介護報酬を減らすとしている。具体的な内容は今後示されるとしているが、通所介護等の基本報酬をさらに減額し、単に機能訓練等を行っていることの加算評価も見直して、要介護状態区分の軽度変更の結果に対する加算評価を導入しようとしていることは明らかだ。

この考え方が施設サービスにも取り入れられるべく、特養の介護報酬は大幅に下がることになりかねない。現在特養の入所対象者は原則要介護3以上で平均年齢も80歳を超えており、施設が多い。それらの症状が固定化した高齢者が、今後機能訓練等に

よって要介護度が軽度変更される可能性は低い。しかしこれは施設のサービスの質が悪いからではなく、自然の摂理といえる。特養では、自力で起き上がりや立ち上がりのできない人であっても、離床を促進し日課活動に反映されるということではない。それは自立支援といえないのであるか。そういう意味で、「入浴や排せつなど、日常生活の支援が中心で高齢者の自立支援につながっていない」という指摘には大いに異議を唱えたい。その考え方は、障がいを持つ、自力で日常生活が営むことができる人を価値の低い存在とみなす恐れさえある。

自立支援の結果は、必ずも要介護状態区分の軽度変更ではなく、現在の要介護度を維持することでもあり、重度変更に至る期間を引き延ばすということでもあるわけだ。それを全く評価せず、軽度変更だけを評価するのは片落ちの評価といわざるを得ない。

入浴や排せつなどの日常生活の支援を評価しない先には、生活の質を無視する評価軸しか見えず、QOLの視点とは逆行するものである。そうした支援を自立支援ではないと切り捨てる人たちの介護のイメージは、きわめて貧困で、こうした人たちが国の高齢者介護施策を決めるのだとしたら、この国の高齢者は極めて希望のない、暗い社会を生きねばならない。